社会福祉法人清風会　評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

（目的）

第１条

この規程は、社会福祉法人清風会（以下「本会」という。）の定款第５条、定款第６条第２項及び第１６条に基づく評議員､役員の報酬等の基準､額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（意義）

第２条

この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号に定めることによる。

（１） 評議員とは、定款第５条による者をいう。

（２） 役員とは、定款第１６条による理事及び監事をいう。

（３） 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

（４） 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

（報酬等の支給及び額の決定）

第３条

１　この法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

２　この法人の役員及び評議員の報酬総額は、年間３５０万円以内とする。

３　この法人が支給する報酬の額は、理事会及び評議員会出席の都度、理事長の報酬は７，８１０円とする。また、理事長業務への報酬として、月額２００，０００円を支給する。

４　この法人が支給する報酬の額は、理事及び評議員の報酬は、理事会及び評議員会出席の都度、６，４７０円とする。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

５　この法人が支給する報酬の額は、監事の報酬は、理事会及び評議員会出席の都度、６，４７０円とする。ただし、公認会計士又は税理士の資格を有する監事については、１５，０００円（決算等会計事務処理指導料を含む）とする。

（報酬支払方法）

第４条

前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（費用の弁償）

第５条

１　本会は第２条の第１号、第２号、第４号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

２　費用の弁償の額は実費とする。

3　費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（規程の改廃）

第６条

この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第７条

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則　この規程は、平成２９年４月１日より施行する。

この規程は、平成３０年４月１日より施行する。

この規程は、平成３１年４月１日より施行する。

この規程の第３条第２項以下の改正については令和２年４月１日より施行する。ただし、第３条第５項内、ただし以下の改正については、平成３１年４月１日より施行する。

評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程を次のとおり改正する。

（報酬等の支給及び額の決定）

第３条

１　この法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

２　この法人の役員及び評議員の報酬総額は年間１０万円以内とする。

３　この法人が支給する報酬の額は、理事会及び評議員会出席の都度、理事長の報酬は７，７８０円、役員及び評議員の報酬は６，４４０円とする。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

附則

この規程は、平成３０年４月１日より施行する。

評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程を次のとおり改正する。

１　第３条第２項において、報酬総額を年間５０万円以内と改正する。

附則

この規程は、平成３１年４月１日より施行する。

評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程を次のとおり改正する。

（報酬等の支給及び額の決定）

第３条

１　この法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

２　この法人の役員及び評議員の報酬総額は、年間３５０万円以内とする。

３　この法人が支給する報酬の額は、理事会及び評議員会出席の都度、理事長の報酬は７，８１０円とする。また、理事長業務への報酬として、月額２００，０００円を支給する。

４　この法人が支給する報酬の額は、理事及び評議員の報酬は、理事会及び評議員会出席の都度、６，４７０円とする。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

５　この法人が支給する報酬の額は、監事の報酬は、理事会及び評議員会出席の都度、６，４７０円とする。ただし、公認会計士又は税理士の資格を有する監事については、１５，０００円（決算等会計事務処理指導料を含む。）とする。

附則

この規程の第３条第２項以下の改正については令和２年４月１日より施行する。ただし、第３条第５項内、ただし以下の改正については、平成３１年４月１日より施行する。